

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ
一

号外(三) 平成二十八年十二月二十八日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一全国レクリエーション大会推進事務局の項を削る。

附則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十八年十二月二十八日

平成二十八年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社